

令和7年度 第2回登別市地域公共交通活性化協議会 議事録 要旨

開催概要

日 時 令和7年7月17日（木） 14:00～

場 所 登別市役所 2階 第2委員会室

出席者 別紙のとおり

議事内容

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議の成立報告

- ・ 本日の協議会委員出席者数は12名
- ・ 委員の過半数が出席しており、登別市地域公共交通活性化協議会規約第4条第4項の規定に基づき、会議が成立していることを渡部会長が報告

4 議事録署名委員の指名

- ・ 渡部会長が木村委員と佐々木委員の2名を議事録署名委員に指名

5 事務局報告

登別駅～登別温泉間の平日の公共交通利用者について、道南バス株式会社に確認した概算値となるが、報告する。

登別駅～登別温泉間の路線バスの便数は、往復で52便運行している。

昨年10月（通常期）は、1,612便に加え、83便増便し、計1,695便 運行、

今年 1月（繁忙期）は、1,612便に加え、921便増便し、計2,533便 運行。

52便のうち、オーバーツーリズム対応策として、乗車時に整理券を取らず登別駅～足湯入口の間はどこで降車しても一律の料金設定として、VISAタッチ決済で先に支払うNA便は、通常便として1日20便運行している。

VISAタッチ決済の利用件数は、昨年10月（通常期）は、2,742件、今年1月（繁忙期）は、2,843件。

1日あたりとしては、1か月を31日として割り返すと、通常期は88件、繁忙期は91件。増便数に比例して利用件数が増加していない理由は、増便している車両すべてがVISAタッチ決済対応機器を搭載している車両ではないためである。

また、バスの最大乗車人数は、70人（座席32人、立ち38人）であるが、荷物があるため増便対応時はできるだけ詰めて乗車し、約45人程度乗車していると聞いており、1か月あたりとして乗車人数を試算すると、通常期は76,275人、繁忙期は113,985人。

1日あたりとしては、1か月を31日として割り返すと、通常期は2,460人 繁忙期は3,677人となり、比較すると、+1,217人、約1.5倍に乗車人数が増えている状況となっている。

6 議事

(1) 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（国土交通省補助）」を活用した事業

～登別温泉における交通空白解消事業～について

【説明者】 登別国際観光コンベンション協会

・別紙資料に基づき内容を説明

【委員からの主な質疑等】

■ A 委員

Q 1. 収入の面で、運賃収入は乗客数を推測して算出されていると思うが、なにかニーズの調査や把握をしているのか。また、もし物損事故が起こった場合、道路管理者との間でやり取りが発生するが、その際の窓口はコンベンション協会であるということで良いか。

A 1. 乗客数についてはデータがあるわけではないが、地区の商店会への聞き込みで状況の報告を受けている。実際のニーズについては実証運行の中で確認していきたい。事故についてはコンベンション協会の方で保険にも加入していることから、コンベンション協会が窓口となって対応する。

Q 2. もう一点、1人2,000円という運賃設定となっているが、設定した際の基準があれば参考までにお教えいただきたい。

A 2. 登別地区ではタクシー事業者も運行していることから、タクシーで登別温泉まで向かった場合の運賃を加味した設定とした。

■ B 委員

Q 3. 運賃設定の部分で、観光客と従業員等で分けられているが、それ以外の方が利用することはありえないという想定か。登別市民も利用できるのか、利用できる場合は観光客と従業員等のどちらの運賃が適用されるのか、このような点を明確にする必要があるのではないか。「公共ライドシェア」という名目で導入されるので、一般の方が利用することも想定しておく必要があり、現場で困らないよう整理されたいかと思う。

■ C 委員

Q 3. ちなみにその場合、観光客・従業員等とは別の運賃設定をすることも可能か。

■ B 委員

A 3. 制度上の話のため私から答えさせていただくが、運賃は協議会がどう判断するか、というものであるため、協議次第で同じにしても良いし、別の運賃を定めても良い。

A 3. 事務局から発言する。市民については、従業員等に含める形で考えている。運行時間から考えると観光客がメインターゲットになると思われることから明記はしていないが、従業員等と同じ金額で対応したい。

■ C委員

- ・ちょうど運賃の話となったためここでお聞きしたいが、観光客 2,000 円、従業員等 500 円の設定とする予定だが、なにか異議等はないか。

～各委員からの発言なし～

■ D委員

- Q 4. GOアプリを 18 台のタクシーに導入するとしており、委託料に 2,713,040 円を計上しているが、アプリは実証実験期間が終わった後も使えるのか。
- A 4. 交付金の規定上、実証実験期間中しか使用できない。実証実験終了後については、実験結果を踏まえて検討したいと考えている。

■ B委員

- Q 5. 先ほど、市民の方の利用についての話があったが、現場で観光客と市民をどうやって分けるのか、そういった点もご検討いただきたい。運転者が対応するときに困らないよう、準備を進めていただければと思う。

■ D委員

- Q 6. 人件費の部分で運転手と同乗者の分が計上されているが、同乗者はどのような業務を行うイメージか。
- A 6. 同乗者については、荷物の積み下ろしや料金の收受を行う予定である。
- Q 6. 収支のバランスを見ていると人件費の割合が多いため、効率化出来ないかと思っていたが、なかなか難しいものであると理解した。

【審議結果】

- ・承認

7 閉会